

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

平成24年4月13日

高松市・綾川町

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

高松市（以下「甲」という。）と綾川町（以下「乙」という。）は、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（平成23年1月14日締結）による変更後の瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書（平成22年1月14日締結）に関し、次の条項によりその一部を変更する協定を締結した。

第3条第2号オ(エ)b中「環境学習講座，環境プラザ出前講座等」を「環境学習講座等」に改め，同条第3号イを次のように改める。

イ その他

(ア) 大学等との連携事業

a 取組の内容

取組事項の効果的な実施を図るため，圏域内の大学等と相互に連携して研究交流を行う。

b 甲の役割

圏域内の大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い，その成果を取りまとめて乙および関係機関に周知し，ならびにその成果を活用することにより，取組事項の効果的な実施を図る。

c 乙の役割

甲が圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し，その成果を活用することにより，取組事項の効果的な実施を図る。

(イ) 市民活動団体等との協働事業

a 取組の内容

市民活動団体等との協働を推進するため，市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性などの特性を生かした協働企画提案型の委

託事業（以下「協働企画提案事業」という。）を実施する。

b 甲の役割

圏域内の市民活動団体等から協働企画提案事業を募集し、採択した事業を実施する。

c 乙の役割

協働企画提案事業について、乙の区域内の市民活動団体等に周知するとともに、市民活動団体等の育成に努める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月13日

甲 高松市
高松市長

大西秀人



乙 綾川町
綾川町長

藤井賢

